報告第３０号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（大宮町明田 R8.2.9）に係る損害賠償額の決定（道路縁石)》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

専決第２６号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月３０日

京丹後市長　中　山　　泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町明田地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　事故の概要

令和８年２月９日、再委託路線の府道明田京丹後大宮停車場線の除雪業務を受託していた事業者が、京丹後市大宮町明田地内において、市所有の除雪車を使用し、除雪作業を行った際、相手方の道路縁石に接触し、損害を与えたもの。

２　損害賠償の額　　２５４，１００円

３　損害賠償の相手方　　京都府丹後土木事務所